

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

千葉市

2 構造改革特別区域の名称

千葉市健康福祉有償運送セダン特区

3 構造改革特別区域の範囲

千葉市の全域

4 構造改革特別区域の特性

千葉市は、千葉県のほぼ中心に位置し、面積は 272.08 k m²となっている。平成 4 年 4 月 1 日に、全国 1 2 番目の政令指定都市となり、中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区、美浜区の 6 つの行政区が設置されている。

本市は、千葉県内における経済等の中心都市であり、製造業や商業をはじめとする事業所は県内最大規模の集積を誇っている。また、千葉都心、幕張新都心を中心に、商業だけでなく、学術・業務機能、スポーツ・レクリエーション機能、交流機能等の、高次都市機能も集中する都市である。

平成 1 7 年 3 月 3 1 日現在の人口は 917,521 人で、6 5 歳以上人口は 143,617 人、高齢化率は 1 5 . 7 % である。高齢者は、毎年 7,000 ~ 8,000 人程度の増加があり、年々高齢化が進んでいる状況にある。

身体障害者手帳所持者は、23,785 人、療育手帳所持者（知的障害者）は、3,729 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は、1,927 人である。

【移動制約者の状況】

介護保険の要介護・要支援認定者

平成 1 7 年 8 月 3 1 日現在の要介護・要支援者数は、20,964 人（表 1 参照）であり、このうち、要介護 3 以上の者は 7,376 人（要介護・要支援者数比 35.18%）である。要介護 3 以上の者については福祉車両での移動が見込まれるが、介護度の軽い者（要介護 1 ~ 2）及び要支援と認定された者については、必ずしも福祉車両を必要とする状況ではなく、セダン等の一般車両による輸送でも十分対応可能である。

表1 介護保険要介護度別・年齢別認定者数（平成17年8月31日現在 単位：人）

要介護度 \ 年齢	65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上 75歳未満	75歳以上 80歳未満	80歳以上 85歳未満	85歳以上	合計
要支援	71	266	599	991	1,058	977	3,962
要介護度1	352	490	870	1,255	1,501	2,200	6,668
要介護度2	188	231	332	475	606	1,126	2,958
要介護度3	130	187	285	392	510	1,006	2,510
要介護度4	114	169	241	376	532	1,177	2,609
要介護度5	144	156	230	335	397	995	2,257
合計	999	1,499	2,557	3,824	4,604	7,481	20,964

身体障害者

平成17年8月31日現在の身体障害者手帳所持者は、23,785人（表2参照）であり、うち、肢体不自由者数は、13,132人、視覚障害者数は、1,674人、内部障害者のうち腎臓機能障害者数は、1,752人である。これらの多くの者が、一人で、バスや電車などの公共交通機関を利用して外出することが難しい移動制約者であると推定されるが、このうち、輸送サービスにおいて福祉車両を必要とする者は重度の肢体不自由者等のごく少数であり、その他の者については福祉車両による輸送を必要としていない。

表2 身体障害者手帳所持者状況（平成17年8月31日現在 単位：人）

等級	視覚障害	聴覚障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害	計
1	634	244	2	3,548	3,674	8,102
2	420	441	8	3,148	81	4,098
3	152	195	222	2,055	1,329	3,953
4	123	272	75	2,649	1,989	5,108
5	203	14	0	1,177	0	1,394
6	142	433	0	555	0	1,130
計	1,674	1,599	307	13,132	7,073	23,785

知的障害者

平成17年8月31日現在の療育手帳所持者（知的障害者）は、3,729人であり、そのうち中度以上の者は2,813人である。

知的障害者の中には、交通ルールの理解や安全確認ができない者もあり、また、介護者や環境が変わることにより、パニックに陥る者もいる。肢体不自由との重

複障害がない知的障害者については、福祉車両による移送は必要ではないため、輸送サービスにおいて、セダン車等の利用を可能とし、信頼関係のある特定の介護者、ヘルパーによる輸送が望まれる。

表 3 療育手帳所持者（知的障害者）状況（平成 17 年 8 月 31 日現在 単位：人）

区分	重度	中度	軽度	計
18歳以上	1,261	746	555	2,562
18歳未満	479	327	361	1,167
計	1,740	1,073	916	3,729

精神障害者

平成 17 年 8 月 31 日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は、1,927 人であり、そのうち、引きこもりの傾向がある者は、心を許した介護者と一緒の行動により外に出ることが可能になる場合が多いため、輸送サービスにおいて、セダン車等の利用を可能とし、信頼関係のある特定の運転者による輸送が望まれる。

表 4 精神障害者保健福祉手帳所持者状況（平成 17 年 8 月 31 日現在 単位：人）

等級	1級	2級	3級	計
人数	480	1,189	258	1,927

【公共交通機関の状況】

市内を走る鉄道は、JR 東日本総武線、内房線、外房線、総武本線、成田線、京葉線、京成千葉線、京成千原線があり、市内 6 区すべての区に鉄道が網羅されている。しかし、市街地を離れると駅の数少なく、移動するにはまず、バス、タクシー等を利用し駅まで行かなければいけない状況である。

市内のバス路線としては、17 年 3 月末現在で、11 社 316 系統の路線があるが、ワンステップ化等のバリアフリー対策がされている車両は、744 台中 367 台である。

また、市の施策として委託により、交通不便地域を対象としたコミュニティバスの運行をしているが、平成 17 年 9 月 1 日現在で 2 路線であり、更なる拡充が望まれている。

その他の公共交通機関としては、千葉都市モノレールが中央区、稲毛区、若葉区を走っているが、約半数の駅にエスカレーター、エレベーターの設置がなく、車いす等の利用者や、高齢者にとっては課題が多い状況である。

また、タクシー事業者については、平成 17 年 3 月 31 日現在、千葉交通圏（千

葉市及び四街道市)において、508事業者あり、総車両数が2,082台で、うち福祉事業に使用されている車両が43台である。なお、千葉交通圏における千葉市の事業者の割合はおよそ9割である。

【福祉輸送体制の状況】

市内の福祉限定事業者のうち、25社が道路運送法第4条の許可を受け、介護輸送をおこなっている。

また本市では、重度の障害者及びねたきり高齢者等がタクシーを利用する際に利用券を提出することにより、運賃の助成を受けられる福祉タクシー制度を実施しており、平成16年度実績で5,162人の利用券交付がある。同利用券の契約事業者は67社あるが、総車両台数2,353台のうち、福祉車両台数は20台である。

5 構造改革特別区域計画の意義

要介護・要支援認定者、身体障害者、知的障害者、精神障害者等の移動について、バス、タクシー等の従来の公共交通機関に加え、NPO法人等がボランティア活動として行う輸送サービスを整備することにより、移動制約者の円滑な日常生活や自立を支援しようとするものである。

福祉車両による移動サービスは、車いすやストレッチャー等を利用しなければならない移動制約者にとって必要であるが、福祉車両を必要としない要支援認定者や一部の要介護認定者、視覚障害者、知的障害者等の移動ニーズに対してまで、車両台数が少ない福祉車両で対応することは困難である。

したがって、特例措置の適用によりセダン型車両による移動サービスを可能とすることにより、すべての移動制約者の移動ニーズに対応することを可能とするものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

NPO法人等が、要介護・要支援認定者、身体障害者、知的障害者、精神障害者等に対して福祉有償運送サービスを実施するにあたり、福祉車両のほか、一般的なセダン型車両も使用できるようにすることにより、移動制約者がバス、タクシー等の従来の公共交通機関のほかにNPO法人等の福祉有償運送サービスから、それぞれの実情に合わせて移動手段を選択できる体制を目指す。

また、このような福祉有償運送の円滑な実施が可能となることにより、移動制約者の生活の利便性を向上させ、家族の介護負担の軽減を目指す。

さらに、移動制約者の社会参加や介護者の就労機会を促進することを目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

移動手段に制約があった者が、福祉有償運送により通院・通所が円滑になるため、医療や福祉サービスを十分に受けることが可能となり、病状の改善等につながるほか、街に出る移動手段が増えることにより、移動制約者の社会参加や消費行動が促進される。さらに、介護に従事してきた家族の介護負担が軽減されることにより、家族が就業することを可能とし、地域社会や地域経済に新たな波及効果をもたらすものと考えられる。

また、NPO法人等の活動が促進され、市民のボランティアや福祉への関心を高めることができると考えられる。

さらに、利用者、地域住民、交通機関関係者、ボランティア団体、行政職員等で構成される福祉有償運送運営協議会では、移動制約者の実情を知ることにより、障害者に対する理解が深まり、今後の障害者行政の推進につながるものと考えられる。

8 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 福祉タクシー

本市に住所がある重度の障害者及びねたきり高齢者等が、タクシーを利用する際に利用券を提出することにより、運賃の一部が助成される。(自動車燃料費助成を受けているものを除く。)年間60回分交付。

(2) 自動車燃料費助成

本市に住所がある重度の障害者及びねたきり高齢者等が、自動車を利用し、給油する際に給油券を提出することにより燃料費の一部が助成される。(福祉タクシー助成を受けているものを除く。)年間36枚交付。

【対象者】(1) (2) 共通

身体障害 1 ~ 2 級、知的障害 A ~ A の 2、精神障害 1 級の者

ねたきり老人福祉手当、又は認知症老人福祉手当等を受給している重度の歩行困難者

【実績】表のとおり。

福祉タクシー等利用実績(平成16年度)

区 分	福祉タクシー利用券	自動車燃料費助成
利用券交付者数(人)	5,162	5,358
延利用人数	130,924	197,840

(3) コミュニティバス

バス路線の廃止に伴い、移動に制約が生じている高齢者や障害者等の生活利便を確保するために委託により運行するものである。運賃は、200円均一(中学生以下100円)である。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特別区域内で活動する千葉市福祉有償運送運営協議会において認められた社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

千葉市内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が千葉市

(3) 事業により実現される行為

要介護・要支援認定者、身体障害者、知的障害者、精神障害者等の移動制約者であって、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するものである。

5 当該規制の特例措置の内容

福祉有償運送の使用車両については、車いすのためのリフト等特殊な設備を設けた自動車又は回転シート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車に限定されている。しかし、移動制約者の大半はセダン車等の一般車両での対応が可能であり福祉車両を必要としていない。そこで、特例措置として、セダン型車両等の一般車両の使用を可能とすることにより、多数の対応を可能にするものである。

(1) 千葉市福祉有償運送運営協議会の設置

有償のボランティア輸送事業の円滑な実施が確保されるよう関係機関による千葉市福祉有償運送運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

運営協議会は、千葉市が主宰し、事務局は、千葉市保健福祉局高齢障害部高齢福祉課に置く。

委員

- (ア) 千葉運輸支局長又はその指名する職員
- (イ) 福祉有償運送の利用者の代表
- (ウ) 市民の代表
- (エ) ボランティア団体の代表等
- (オ) タクシー事業者の代表
- (カ) タクシー運転者の代表
- (キ) 千葉市長が指名する職員

運営方法

運営協議会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

議事は、委員の合議で決するが、協議が整わないときは、あらかじめ選任した委員の過半数で決し、可否同数の場合には、会長が決するところによる。

(2) 運送主体

千葉市で活動する社会福祉法人、NPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限る。）医療法人及び公益法人で、かつ以下に示す要件を満たす場合において、運営協議会の決議を経て許可を受けたものとする。

運送の対象者

運送の対象者は、会員として登録された下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた者及びその介護人とする。

- (ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- (イ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」
- (ウ) その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）

精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

対象者の管理

運送主体においては、会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者・住民等であることの実事その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

(3) 使用車両

福祉有償運送の使用車両

- (ア) 車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であること。
- (イ) 運営協議会の協議によって認められたセダン型等車両であること。

使用権原

使用する車両については、運送主体が使用権原を有していることを要するものとする。

この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、以下の事項に適合することを要するものとする。

- (ア) 運送主体と自家用自動車を提供し、当該運送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- (イ) 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- (ウ) 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

車両の表示等

- (ア) 外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨を表示することを要するものとする。また、表示事項及び方法は次のとおりとする。
 - ・氏名、名称又は記号
 - ・「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字
 - ・文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。また、文字の大きさは、縦横50ミリメートル以上とする。
- (イ) 運送主体においては、使用する自動車の型式、自動車登録番号及び初度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

(4) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とする。

これによりがたい場合には、運営協議会において以下の点について協議し、適当と認められた者とする。

申請日前3年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと。

千葉県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること。

社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を終了した者であること。

移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者であること。

その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

(5) 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る。)に加入していること。

(6) 運送の対価

一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。対価の上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね2分の1とする。

(7) 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(8) 法令遵守

許可を受けようとするものが、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。